

入園・利用手続き



西脇市には、公立幼稚園1園と私立幼保連携型認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ教育・保育施設）8園が設置されています。詳しい手続き方法は、下記へお問い合わせください。

◆問合せ 幼保連携課（市役所内線 562・563）

利用には「教育・保育給付認定」が必要

しばざくら幼稚園・認定こども園・市外保育所等を利用するためには「教育・保育給付認定」が必要です。お子さんの年齢と保育の必要性の有無によって、1号～3号に区分されます。

【表1】中、2号認定・3号認定の「保育を必要とする」とは、家庭での保育が困難なことをいいます。認定こども園保育園部または市外保育所等への申込みには、そのことを証明する「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。

認定区分	対象	利用可能施設	利用可能時間（例）
1号認定	3～5歳児	幼稚園 認定こども園幼稚園部	教育標準時間 9:00 14:00 --- (J) --- (L) ---
2号認定	保育を必要とする 3～5歳児	認定こども園保育園部 市外保育所等	標準時間（最長11時間） 7:30 18:30 - (1) --- (1) - 短時間（最長8時間） 8:30 16:30 -- (1) --- (1) --
3号認定	保育を必要とする 0～2歳児		

保育事由によって異なる「利用可能時間」

「保育を必要とする事由」によって施設を利用できる時間が異なります（利用可能時間の例は【表1】のとおり）。保育事由や家庭状況に変更がある場合は、その都度、変更申請が必要です。

- ①就労（フルタイム、居宅内労働など全ての労働）
月120時間以上＝標準時間
月48時間以上120時間未満＝短時間
- ②妊娠・出産（例：出産月を含む前後4ヵ月、最長7ヵ月間）
標準時間または短時間
- ③同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
月120時間以上＝標準時間
月48時間以上120時間未満＝短時間

- ④就学（職業訓練学校などでの職業訓練を含む）
月120時間以上＝標準時間
月48時間以上120時間未満＝短時間
- ⑤育児休業（すでに利用している子どもの継続利用時のみ）
短時間
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
短時間（3ヵ月間の認定／更新不可）
- ⑦その他
保護者の疾病・障害、虐待やDVのおそれがある、災害復旧、①～⑥に類する状態と西脇市が認める場合
近年入所を待つ幼児が増えています。本当に必要な方へ保育が提供できるよう、適切な利用にご協力ください。

3～5歳児「保育料」と「副食費」は無償

保育料は利用する施設（認定区分）や世帯の課税状況によって異なります（【表2】）。なお、園ごとに別途、絵本代や通園バス代等の実費が必要です。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和2年度から3～5歳児の給食費のうち、副食費を原則無償とする「副食費助成事業」を行っています。

認定区分	年齢は令和3年4月1日時点	
	しばざくら幼稚園・認定こども園幼稚園部	認定こども園保育園部・市外保育所等
算定基準	保護者等の市民税所得割額と税額控除の合計額	
算定切替	4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分は当該年度の税額等で算定（年度途中で保育料が変更になる場合あり）	
保育料（月額）	3～5歳児	0円（無償）
	0～2歳児	0円～62,000円 市民税非課税世帯は0円（無償）

提出書類と申込み日程

現在在園している場合でも、令和3年度に継続して利用するためには申請書等の提出が必要です【表3】。
・特に低年齢児（0～2歳児）の入園が難しくなっています。下記受付期間内での申請をご検討ください。
・育児休業明けに新規利用を希望する場合は、就労復帰の1ヵ月前から利用できます。

・令和3年度途中（令和3年5月～令和4年3月）の入園を希望する場合も、下記受付期間内に申請してください。妊娠中で、まだ生まれていないお子さんの申込みもできます。
・年度途中で入園を申し込む場合は、入園希望月の前月10日までに書類を提出してください。

【表3】

	新規入園児		在園児
	しばざくら幼稚園・認定こども園幼稚園部	認定こども園保育園部・市外保育所等	
書類配布開始日	10月1日(木)		
書類配布場所	幼保連携課、こども福祉課、茜が丘複合施設みらいえ（こどもプラザ）、しばざくら幼稚園、認定こども園 ※しばざくら幼稚園・認定こども園幼稚園部は各園独自の書類があります。書類は入園を希望する園で受け取ってください		在園する園で配布 ※市外施設利用者には郵送します
提出書類持ち物	①教育・保育給付認定（現況届）申請書（兼）事業所利用（調整）申込書 ②入園願書等 ③印鑑（スタンプ印不可）	①教育・保育給付認定（現況届）申請書（兼）事業所利用（調整）申込書 ②保育を必要とする事由証明書 ③印鑑（スタンプ印不可） ※在園児のきょうだいが申請する場合、②の書類は新規入園児の受付時に提出してください	①教育・保育給付認定（現況届）申請書（兼）事業所利用（調整）申込書 ②保育を必要とする事由証明書（認定こども園保育園部・市外保育所等のみ） ③進級願書等 ※園によって提出書類が異なります 詳しくは、各園へお問い合わせください
受付場所	しばざくら幼稚園、認定こども園 ※書類は必ず入園を希望する園へ提出してください	認定こども園、幼保連携課（原則、第一希望園で受付） ※市外施設の利用希望者は幼保連携課で受け付けます	在園する園へ提出 ※市外施設利用者は幼保連携課で受け付けます ※転園・転部する場合は、新規入園児の日程で手続きしてください
受付期間	【表4】のとおり		各園受付開始日～10月23日(金)
問合せ	しばざくら幼稚園・各認定こども園	幼保連携課	

【表4】 新規入園申込み受付日程

受付場所	受付日	受付時間
西脇こども園 ☎22-2909	10月15日(木)	午後1時30分～3時
比延こども園 ☎22-7258	10月15日(木)	午前10時～11時30分
どれみこども園 ☎22-5740	10月13日(火)	午後1時30分～3時
日野こども園 ☎22-7023	10月16日(金)	午後1時30分～3時
かすがこども園 ☎22-5787	10月16日(金)	午前10時～11時30分
つまこども園 ☎22-1693	10月12日(月)	午後1時30分～3時
芳田こども園 ☎27-0550	10月13日(火)	午前10時～11時30分
黒田庄こども園 ☎28-4357	10月14日(水)	午後1時30分～3時
しばざくら幼稚園 ☎22-3156 ⚠️ 3歳児は令和5年度に転園が必要です	1次募集 10月12日(月)～16日(金) 2次募集 10月28日(水)～30日(金)	午前8時～午後4時
市教育委員会 幼保連携課 ☎22-3111	10月19日(月)～30日(金) (25日を除く) 10月24日(土)	午前9時～午後5時15分 午後1時～4時

「利用調整」と「選考結果」

申込み結果は下記のとおり送付します。
◆しばざくら幼稚園
11月中旬までに市が入園内定通知書を送付
◆認定こども園幼稚園部
10月末に園が入園内定通知書を送付
◆認定こども園保育園部・市外保育所等
令和3年1月中旬まで調整を行い、2月中旬に市が入所承諾書を送付。入所できない場合は、1月中旬に個別に連絡します。



特別保育（認定こども園のみ）

延長保育、障害児保育、休日保育、一時預かり保育、病児保育があります。園によって実施内容が異なります。事前に園へご相談ください。